

# 手当

連絡先

所属部局事務部人事担当係

手当には「通勤手当」「住居手当」「扶養手当」などいくつかの種類があります。(職員の身分により支給対象となる手当が異なるため、身分によって支給されないものがあります。)上記の手当は支給要件を満たした日(新規採用の場合は採用日)の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始します。事実発生日から15日以内に所定の様式により届け出る必要があります(変更の場合も同様です)。

もっと詳しく見る:[https://e-handbook.kyushu-u.ac.jp/sub/index.php?!2\\_Serial=0PM3DTRK](https://e-handbook.kyushu-u.ac.jp/sub/index.php?!2_Serial=0PM3DTRK)

## 通勤手当



通勤のため公共の交通機関等を利用すること又は自動車等を使用することを常例とする教職員に支給します。

徒歩による通勤とした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者には支給しません。

### 月額支給額

#### ■ 公共の交通機関等

本学の規定により算出した1月当たりの運賃等相当額。ただし、1月当たりの上限額は55,000円。

#### ■ 車、自転車等

片道の使用距離に応じて、2,000円から31,600円。使用距離は一般的な最短経路によるものとする。

### 必要書類

- 通勤届
- 通勤手段に応じた提出書類

## 住居手当



自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている教職員に支給します。

本学、国立大学法人等から宿舍を貸与されている場合は支給しません。

### 月額支給額

- 月額27,000円以下の方  
賃料 - 16,000円
- 月額27,000円以上61,000円未満の方。  
(賃料-27,000円) × 1/2 + 11,000円
- 月額61,000円以上の場合。  
28,000円。

単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている場合の支給額は、上記により算出した額の1/2となります。

### 必要書類

- 住居届
- 契約書の写し、家賃領収書ほか届出内容に応じた提出書類

## 扶養手当



扶養親族のある教職員に対して支給します。ただし、配偶者や兄弟姉妹等が受ける扶養手当の支給の基礎となっている者及び年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者は扶養親族とすることができません。

### 月額支給額

扶養親族は他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものとし、支給額は次のとおりとなります。

- 配偶者 6,500円(教授の場合3,500円)
- 子 (満22歳に達する日以後の最初の3月31日まで)  
1人につき10,000円
- 孫 (満22歳に達する日以後の最初の3月31日まで)  
1人につき6,500円(教授の場合3,500円)
- 父母及び祖父母(満60歳以上) 1人につき6,500円  
(教授の場合3,500円)
- 弟妹(満22歳に達する日以後の最初の3月31日まで)  
1人につき6,500円(教授の場合3,500円)
- 重度心身障害者 1人につき6,500円(教授の場合3,500円)

### 必要書類

- 扶養親族届
- 届出事由に応じた提出書類